国際フェリーを利用して輸出入する自家用自動車の通関手続について

 昭和46年4月28日蔵関第849号

改正　昭和48年4月2日蔵関第500号

改正　昭和61年6月6日蔵関第587号

改正　昭和63年12月30日蔵関第1243号

改正 平成5年6月24日蔵関第657号

改正 平成9年3月31日蔵関第271号

改正 平成12年3月31日蔵関第235号

改正 平成12年8月10日蔵関第782号

改正　平成20年3月31日財関第346号

改正 平成24年6月15日財関第615号

改正 平成28年2月29日財関第270号

改正 令和3年3月31日財関第285号

改正 令和3年6月30日財関第504号

本邦と外国との間を往来するフェリーポート（以下「国際フェリー」という。）を利用して本邦と外国との間を往来する者により携帯又は別送で輸出入される自家用自動車（自家用自動車の一時輸入に関する通関条約の規定により我が国について有効な通関手帳を所持して輸入される自家用自動車を除く。以下「乗用車」という。）及び国際フェリーを利用して輸出入される貨物運搬自動車（以下「貨物運搬車」という。）の通関については、下記により処理されたい。

記

第1　乗用車の通関手続

乗用車の通関手続は、次による。

1　一時輸出する乗用車

再輸入することを条件として一時的に輸出する乗用車については、次による。

⑴　輸出の際の通関手続

イ　輸出申告の手続

関税法施行令（昭和29年政令第150号、以下「関税令」という。）第58条)の規定による輸出の申告は、別紙様式1「自動車一時輸出入申告書」により行わせることとし、その提出通数は2通（原本用及び許可書用）とする。

この場合に、仕入書その他の申告の内容を確認するために必要な書類（以下「仕入書等」という。）の提出は、省略を認めて差し支えない。

ロ　輸出申告書の記載要領

別紙様式を輸出申告書として使用する場合には、当該様式中次に掲げる記載欄にのみ記載させ、税関で申告書を受理した際には、「申告番号」欄に受理の一連番号を記載する。

　輸出申告年月日

　輸出入者住所氏名

　品名　該当する項目の口内にレを記入させるほか、車名、年式等の細目（気筒容積、軸距及び車幅を除く。）を記載させる。

　附属品　該当する項目の□内にレを記入させるが、「その他」の項目の□内にレを記入した場合は、具体的な附属品名を記載させる。

ハ　輸出申告書の提出の時期

輸出申告書は、国際フェリーが出港する予定時刻のおおむね2時間前までに提出するよう指導する。

ニ　輸出の許可

輸出を許可したときは、輸出申告書（許可書用）の「輸出許可印・輸出許可年月日」欄に許可印を押印した上、これを輸出許可書として申告者に交付し、輸出申告書（原本）の当該欄に輸出許可の日を記載した上、これを輸入通関担当部門に回付する。

なお、輸出許可書は、一時輸出した乗用車を再輸入する際における輸入申告書として使用するものであるので、それまでの間保管するよう申告者を指導する。

⑵　輸入の際の通関手続

イ　輸入申告及び免税の手続

　関税令第59条第1項の規定による輸入の申告及び関税定率法施行令（昭和29年政令第155号、以下「定率令」という。）第16条第1項の規定による免税の手続は、前記⑴ニにより交付した輸出許可書の「輸入申告年月日」欄に輸入申告の日を記載して、これを税関に提出することによって行わせるものとする。この場合に、仕入書等の提出は、省略を認めて差し支えない。

　輸出許可書を紛失したため上記本文の手続によることができない場合には、改めて別紙様式1による輸入申告書（1通）を作成させて提出させる。この場合には、前記⑴ニにより回付を受けて保管中の輸出申告書（原本）及び輸入される乗用車の性質、形状等により関税定率法（明治43年法律第54号。以下「定率法」という。）第14条第10号に規定する免税要件を確認することとする。

なお、改めて作成させる輸入申告書については、「輸入申告年月日」欄に輸入申告の日を記載させるほか、その記載要領は前記⑴ロを準用する。

ロ　輸入の許可

上記イにより輸入申告があつた乗用車について、定率法第14条第10号及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和30年法律第37号。以下「輸徴法」という。）第13条第1項第1号の規定を適用してその関税及び消費税を免除し、その輸入を許可する場合には、輸入申告書の「免税条項適用区分」欄の該当する免税条項の□内にレを記入し「輸入許可印・輸入許可年月日」欄に許可印を押印した上、これを輸入許可書として申告者に交付する。

この場合においては、前記⑴ニにより回付を受けた当該乗用車の輸出申告書（原本）の「免税条項適用区分」欄にも輸入許可書と同様の表示を行い、「輸入許可印・輸入許可年月日」欄に輸入許可日を記載する。

２　一時輸入する乗用車

再輸出することを条件として一時的に輸入する乗用車については、次による。

⑴　輸入の際の通関手続

イ　輸入申告及び免税の手続

関税令第59条第1項の規定による輸入の申告及び定率令第34条の規定による免税の手続は、別紙様式1「自動車一時輸出入申告書」により行わせることとし、その提出通数は2通（原本用及び許可書用）とする。この場合に、仕入書等の提出は、省略を認めて差し支えない。

ロ　輸入申告書の記載要領

別紙様式1を輸入申告書として使用する場合には、当該様式中次に掲げる記載欄にのみ記載させ、税関で申告書を受理した際には、｢申告番号」欄に受理の一連番号を記載する。

なお、このほかの記載要領については、前記1⑴ロを準用する。

　輸入申告年月日

　輸出入者住所氏名印

　旅券番号

　品名

　附属品

　申告価格

　一時輸入する場合の記入欄

ハ　輸入の許可

前記イにより輸入申告があった乗用車について定率法第17条第1項第10号及び輪徴法第13条第1項第4号の規定を適用してその関税及び消費税を免除し、その輸入を許可する場合には、輸入申告書の「税表番号・税率」、「関税免除額」、「免税条項通用区分」欄等に必要な事項を税関で記載し、輸入申告書（許可書用）の「輸入許可印・輸入許可年月日」欄に許可印を押印した上、これを輸入許可書として申告者に交付し、輸入申告書（原本）の当該欄に輸入許可の日を記載した上、これを輸出通関担当部門に拘付する。

なお、輸入許可書は一時輸入した乗用車を再輸出する際における輸出申告書として使用するものであるので、それまでの間保管するよう申告者を指導する。

ニ　担保

定率法第17条第2項で準用する同法第13条第3項の規定による担保については、税関長において担保の提供が必要と認められる場合のほかは、省略させて差し支えない。

ホ　再輸出免税扱いとする附属品等

乗用車とともに輸入される予備部分品並びに通常の附属品及び備品のうち別表に掲げる艶囲のものについては、乗用車と一体として取り扱い、定率法第17条第1項第10号及び輸徴法第13条第1項第4号の規定を適用する。

へ　再輸出確認のための措置

定率法第17条第1項第10号及び輸徴法第13条第1項第4号の規定を適用した場合は、当該乗用車の再輸出の際の確認を容易にするため、輸入者の旅券の末尾余白にその車名、車台番号、関税及び消費税の免除額、輸入申告番号及び輸入許可年月日並びに担保を提供させた場合はその旨を記載する。ただし、輸入者が国連軍の構成員又は軍属である場合には、この限りでない。

⑵　輸出通関手続

一時輸入した乗用車を再輸出する際の通関手続は、次による。

イ　輸出申告の手続

　関税令第58条の規定による輸出の申告及び定率令第39条第1項の規定による輸出の手続は、前記2⑴ニにより交付した輸入許可書の「輸出申告年月日」欄に輸出申告の日を記載して、これを税関に提出することにより行わせるものとする。この場合に、仕入書等の提出は、省略を認めて差し支えない。

　輸入許可書を紛失したため上記本文の手続によることができない場合には、改めて別紙様式1による輸出申告書（1通）を作成させて提出させるとともに、前記2⑴ヘによる記戟事項を定率令第39条第1項に租定する「これに代わる税関の証明書」として取り扱うものとする。

なお、この場合における輸出申告書については、「輸出申告年月日」欄に輸出申告の年月日を記載させるほか、その記載要領は前記⑴ロ（に掲げる記載欄を除く。）を準用する。

ロ　輸出申告書の提出の時期

前記1⑴ハに準じて取り扱う。

ハ　輸出の許可

輸出を許可した場合には、輸出申告書の「輸出許可印・輸出許可年月日」欄に許可印を押印した上、これを輸出許可書として申告者に交付する。この場合においては、当該乗用車の輸入申告書（原本）の「輸出許可印・輸出許可年月日」欄に輸出許可日を記載するとともに、輸出者から族券の提示を求め、前記⑴ヘによる記載箇所に輸出許可年月日を記載する。

⑶　出国の際の輸出確認及び用途外使用等の場合の徴税

イ　輸出確認

一時入国者（国連軍の構成員又は軍属を除く。）が出国する際の旅具検査に当たつては、族券の提示を求めて再輸出免税で輸入した乗用車（以下「再輸出免税乗用車」という。）の輸入事実の記載の有無を確認する。

ロ　出国の際に再輸出免税乗用車を携帯していない場合の取扱い

上記イにより、当該出国者の旅券には再輸出免税乗用車の輸入事実の記載があるにもかかわらず、出国する際に当該乗用車を携帯していないことが判明した場合であつて（前記⑵ハにより輸出許可年月日の記載がある場合及び既に定率法第17条第4項及び輪徴法第13条第5項の適用があつた場合を除く。）出国者の申立内容等から判断して定率法第17条第4項及び輸徴法第13条第5項の規定により免除した関税及び消費税を徴収すべき事由が生じていると認められるときは、その関税及び消費税を直ちに徴収するとともに、地方税法第72条の78第6項の規定により地方消費税を併せて徴収する。

この場合、当該出国者から定率令第37条第1項の規定により、用途外使用の届出を行わせた上、関税法（昭和29年法律第61号）第8条第4項ただし書及び同法第9条の3第2項ただし書の規定により口頭で賦課決定の通知及び納税の告知を行うものとする。関税、消費税及び地方消費税を徴蚊したときは、旅券にその旨を記載する。

⑷　税関官署間の連絡

前記⑵ハにより輸出を許可し、又は上記⑶ロにより関税等の撤収事務を行った税関官署は、その旨輸入地所轄税関官署に通報する。

第2　貨物運搬車の通関手続

貨物運搬車の通関手続は、次による。

１　一時輸出する貨物運搬車

再輸入することを条件として一時的に輸出する貨物運澱車については、輸出入申告を別紙様式2「貨物運搬車一時輸出入申告書」により行わせて差し支えない。この場合の通関手続については、前記第1－1を準用する。

２　一時輸入する貨物運澱車

定率法第19条の3の規定による関税の払戻し又は減額及び輸徴法第16条の3の規定による消費税の還付又は減額（以下「再輸出戻し税等」という。）を受けようとして一時的に輸入する貨物運搬車については、次によることとして差し支えない。

⑴　輸入の際の通関手続

イ　輸入申告及び再輸出戻し税等の輸入時の手続

関税令第59条第1項の規定による輸入の申告並びに定率令第54条の13（同令第54条の17において準用する場合を含む。）及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和30年政令第100号。以下「輸徴令」という。）第26条の4((輸入時と同一状態で再輸出される課税物品の輸入時の手続))（同令第26条の8において準用する場合を含む。）の規定による再輸出戻し税等の輸入時の手続は、別紙様式2「貨物運搬車一時輸出入申告書」により行わせることとし、その提出通数は2通（原本用及び許可書用）とする。この場合に、仕入書等の提出は、省略を認めて差し支えない。

ロ　輸入申告書の記載要領

輸入申告書の記載要領については、前記第1－2⑴ロを準用する。この場合に、別紙様式2の記載事項については、前記第1－2⑴ロからまでのほか、「税表番号・関税率」、「関税額」、「消費税（地方消費税）課税標準」、「消費税（地ん消費税）税率」及び「消費税（地方消費税）額」とする。

ハ　輸入の許可等

　当該輸入申告書に係る貨物運搬車について同一性の確認を行った上、輸入申告書の「税関記入欄」に「再輸出貨物確認済」と記載した上、確認印を押なつする。

　申告者が納税した場合又は関税法第9条の2第1項若しくは第2項（納期限の延長）により納期限が延長された場合は、輸入申告書（許可書用）の「輸入許可印・輸入許可年月日」欄に許可印を押なつした上、これを輸入許可書として申告者に交付し、輸入申告書（原本）の当該欄に輸入許可の日を記載した上、これを輸出通関担当部門に回付する。この場合に、納期限が延長された場合には、輸入申告書（許可書用）及び輸入申告書（原本）の「納期限延長承認番号・納期限日」に必要な事項を記載した上、確認印を押なつする。

なお、輸入許可書は一時輸入した貨物運搬車を再輸出する際における輸出申告書として使用するものであるので、それまでの閏保管するよう申告者を指導する。

⑵　輸出通関手続

イ　輸出申告の手続及び再輸出戻し税等の手続

　関税令第58条の規定による輸出の申告は、前記⑴ハにより交付した輸入許可書の「輸出申告年月日」欄に輸出申告の日を記載して、これを税関に提出することにより行わせるものとする。この場合に、仕入書等の提出は、省略を認めて差し支えない。

　定率令第54条の16（同令第54条の17において準用する場合を含む。）及び輸徴令第26条の7（同令第26条の8において準用する場合を含む。）の規定による手続は、定率法基本通達19の3―5（同通達19の3―8において準用する場合を含む。）による。この場合において、上記により提出された輸出申告書は、同項に規定する「再輸出貨物確認申請書」及び輸入許可書とみなす。

ロ　輸出申告書の提出の時期

前記第1－1⑴ハに準じて取り扱う。

ハ　輸出の許可

上記イにより輪出申告があった貨物運搬車について、その輸出を許可する場合には、輸出申告書の「免税・戻し税（減額）条項適用区分」欄に必要な事項を税関で記載し、輸出申告書の「輸出許可印・輸出許可年月日」欄に許可印を押なつした上、これを輸出許可書として申告者に交付する。この場合においては、当該貨物運搬車の輸入申告書（原本）の「免税・戻し税（減額）条項適用区分」欄に必要な事項を記載し、「輸出許可印・輸出許可年月日」欄に輸出許可日を記載する。

なお、納期限が延長された関税及び消費税（地方消費税）を定率法第19条の3第2項及び輸徴法第16条の3第2項により減額する場合には、輸入許可書（原本）及び輸入申告書（原本）の「関税減額」及び「消費税（地方消費税）減額」欄に減額した額を記載する。

ニ　上記ハにより輸出を許可した税関官署は、その旨輸入地所頼税関官署に通報する。

第3　軍人又は軍属が輸出入する乗用車の通関手続

本邦に駐留する合衆国軍隊の構成員又は軍属若しくは国連軍の構成員又は軍属が輸出及び輸入する乗用車の通関手続についても前記第1の1（一時輸出する乗用車）及び2（一時輸入する乗用車）に規定する通関手続により処理して差し支えないが、当該乗用車の輸入に際してこれらの者が、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和27年法律第112号）第6条第5号及び第7条（当該規定を、日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和27年法伴第111号）第4条で準用する場合を含む。以下これらの規定を「地位協定特例法等」という。）に基づく免税の手続を行う場合は、地位協定特例法等の規定によりその関税及び消費税を免税する。

第4　その他

1　税関官署の開庁時間外の執務を求める届出の取扱い

国際フェリーにより輸出又は輸入する乗用車の通関手続については、便宜、税関官署の開庁時間（関税法第19条に規定する税関官署の開庁時間をいう。）外の執務を求める届出を要しないものとする。

2　別紙様式1による「自動車一時輸出入申告書」及び別紙様式2による「貨物運搬車一時輸出入申告書」の用紙は、税関の窓口に常備するほか、国際フェリー内に備え付けさせ輸入者が容易にこれを入手できるように配慮する。

（別表）

免税輸入が認められる予備部分品等の具体的範囲

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　目 | 品　　　　　　　　　名 | 数　　　　　　　　　量 |
| 予備部分品 | 車輪（Tire付のもの） | その乗用車が通常予備として備え付ける個数 |
| Sparking plug, Fan Belt, Fuse等の消耗品的予備部品 | 1個（同一の物品が同時に多数使用されるものである場合には、その同時に使用される個数まで） |
| 附属品 | Head Rest, Safety Seat Belt等 | 乗員の安全保護のための物品で、乗用車に取り付けられているもの |
| Ari Conditioner, Heater. Radio. Television, Stereo等 | はめ込み又はネジ止め等の方法により乗用車に組み込まれているもの |
| 備品等 | その乗用車の整備、保全上必要な工員類（Jack，Tiregauge等を含む。）及びその他の物品（洗車ばけ、羽毛ばけ、Wax等） | 1個又は1組（工員類） |
| その乗用車の走行安全のため必要な物品（警告灯、発煙筒等） | 1個 |
| Cushion,敷物,Seat Cover等 | 使用中のもの |
| 自動車用燃料油 | 備え付けの燃料Tank容量及び補助燃料容器（18l）1個程度まで |

別紙様式1 税関様式C第5014号

Customs Form C5014

自動車一時輸出入申告書

DECLARATION OF TEMPORARY IMPORTATION

OR EXPORTATION OF MOTOR VEHICLE

　　　　　　　　　　長殿

To：(Customs） ※申告番号

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 輸出申告年月日 |  |  | 輸入申告年月日 |  |
| Date of Export Declaration |  |  | Date of Import Declaration |  |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 輸出入者住所氏名Name and Addressof Exporter or importer |  |  |  |  |
|  | 旅　券　番　号Passport No |  |
|  |  |  |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 品　　　　　名Description of Vehicles | 申告価格（CIF）CIF Value in Yen | ※税表番号・税率 | ※関税免除額 | ※免税条項連用区分 |
| □　自動車（Automobile）□　モーターサイクル（Motor Cycle）1　車　　名（Make） 　　　　　　　　　　　　　　　　2　年　　式（Year） 3　型　　式（Body Type） 4　気筒容積（Piston Displacement） 5　軸　　距（Wheel Base） 6　車　　幅（Width） 7　車台番号（Body No．） 8　車両登録番号（Plate No.） 9　車両登録年月日（Registration Date）  |  |  |  | □関税定率法14-10□関税定率法17-1-10□その他（　　　　） |
| ※消費税課税標準額 | ※税率 | ※消費税免除額 | ※免税条項連用区分 |
|  |  |  | □輸徴法13-1-4□その他（　　　　） |
| 附属品Accessories | ロラジオ（Radio）ロヒーター（Heater）ロテレビジョン（Television）ロテープ・プレーヤー（Tape Player)ロエアコンデイショナー（Air Conditioner）ロその他（Other） | 一時輸入する場合の記入欄　Column for temporary importation1輸出の予定時間・場所　Expected date and　　　年　月　日　　　○○港　place of exportation　 Year Month Day Port 2本邦での連絡場所　Place where you can be　reached in Japan  |
| 　＜注　意＞ **1．一般的注意事項**⑴　「※印」欄は記人しないで下さい。⑵　税関から返付された許可書（申告書に許可印が押印されたもの）は、後日○○港から輸出又は輸入する際の申告書として使用されますので大切に保管して下きい。⑶　「不服申立てについて」この申告に基づく処分について不服があるときは、その処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に税関長に対して再調査の請求又は財務大臣に対して審査請求をすることができます2．**一時輸入する場合の注意事項**⑴　この自動車を譲渡する等免税用途以外の用途に供しようとする場合には、あらかじめ最寄りの税関に届け出て下さい。⑵　この自動車を輸入の許可の日から1年以内に輸出しないこととなった場合又は他に譲渡する等免税用途以外の用途に供した場合には、免除を受けた関税及び消費税が徴収されることになります**REMARKS****1. General Notes;**⑴ The columns marked ※ should be kept in blank⑵ The declarant must retain this document in his possession, returned by Customs with permit stamp thereon. Since it will be required later as a declaration document at the time of re-exportation or re-importation, as the case may be at port⑶ ComplaintIf the Declarant is dissatisfied with the action taken by the　Customs on this declaration, you can make a complaint in writing,　stating the reasons, to the director of Customs or the Minister of　Finance, within three months of the day following the date when　such action comes to your knowledge2.Notes on temporary importation;⑴ If an automobile exempted from duty and tax is to be used for any Purpose other than those for which the exemption has been granted(for instance if it is to be transferred to any third party).a report must be submitted in advance to the nearest Customs⑵ If an automobile exempted from duty and tax is not re-exported from Japan within one year from the date of import permit or is used for any purpose other than hose for which the exemption has been granted(for instance, if it is transferred to any third party).the duty and tax from which the automobile has exempted shall be collected. | ※税関記入欄     |
| ※輸出許可印・輸出年月日 | ※輸入許可印・輸入許可年月日 |
| ※輸出審査 |  |  | ※輸入審査 |  |  |
| 代理人住所氏名Name and Addressof Proxy |  |
| 通関士氏名Name of AuthorizedSpeciali |  |
| （規格A4） |

別紙様式2

貨物運搬車一時輸出入申告書

DECLARATION OF TEMPORARY IMPORTATION

OR EXPORTATION OF TRUCK

　　　　　　　　　　長殿

To：(Customs） ※申告番号

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 輸出申告年月日 |  |  | 輸入申告年月日 |  |
| Date of Export Declaration |  |  | Date of Import Declaration |  |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 輸出入者住所氏名 Name(Trade Name and Name ofRepresentative) and Address ofExporter or importer  |  |  |  |  |
|  | 旅　券　番　号Passport No |  |
|  |  |  |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 品　　　　　名Description of Vehicles | 申告価格（CIF）CIF Value in Yen | 税表番号・関税率 | 関税額関税免除額(減額) | ※免税･戻し税(減額)条項連用区分 |
| 1　車　　名（Make） 　　　　　　　　　　　　　　　　2　年　　式（Year） 3　型　　式（Body Type） 4　気筒容積（Piston Displacement） 5　軸　　距（Wheel Base） 6　車　　幅（Width） 7　車台番号（Body No．） 8　車両登録番号（Plate No.） 9　車両登録年月日（Registration Date）  |  |  |  | □関税定率法14-10□関税定率法19-3-1□関税定率法19-3-2 |
| 消費税（地方消費税）課税標準額　 | 消費税（地方消費税）税率 | 消費税(地方消費税)額消費税(地方消費税)免除額(減額) | ※免税･戻し税(減額)条項連用区分 |
|  |  |  | □輸徴法13-1-4□輸徴法16-3-1□輸徴法16-3-2 |
| 附属品Accessories | ロラジオ（Radio）ロヒーター（Heater）ロテレビジョン（Television）ロテープ・プレーヤー（Tape Player)ロエアコンデイショナー（Air Conditioner）ロその他（Other） | 一時輸入する場合の記入欄　Column for temporary importation1輸出の予定時間・場所　Expected date and　　　年　月　日　　　○○港　place of exportation　 Year Month Day Port 2本邦での連絡場所　Place where you can be　reached in Japan  |
| 　＜注　意＞ **1．一般的注意事項**⑴　「※印」欄は記人しないで下さい。⑵　税関から返付された許可書（申告書に許可印が押印されたもの）は、後日○○港から輸出又は輸入する際の申告書として使用されますので大切に保管して下きい。⑶　「不服申立てについて」この申告に基づく処分について不服があるときは、その処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に税関長に対して再調査の請求又は財務大臣に対して審査請求をすることができます2．**一時輸入する場合の注意事項**⑴　この自動車を譲渡する等免税用途以外の用途に供しようとする場合には、あらかじめ最寄りの税関に届け出て下さい。⑵　この自動車を輸入の許可の日から1年以内に輸出しないこととなった場合又は他に譲渡する等免税用途以外の用途に供した場合には、免除を受けた関税及び消費税が徴収されることになります**REMARKS****1. General Notes;**⑴ The columns marked ※ should be kept in blank⑵ The declarant must retain this document in his possession, returned by Customs with permit stamp thereon. Since it will be required later as a declaration document at the time of re-exportation or re-importation, as the case may be at port⑶ ComplaintIf the Declarant is dissatisfied with the action taken by the Customs on this declaration, you can make a complaint in writing, stating the reasons, to the director of Customs or the Minister of Finance, within three months of the day following the date when such action comes to your knowledge2.Notes on temporary importation;⑴ If an automobile exempted from duty and tax is to be used for any Purpose other than those for which the exemption has been granted(for instance if it is to be transferred to any third party).a report must be submitted in advance to the nearest Customs⑵ If an automobile exempted from duty and tax is not re-exported from Japan within one year from the date of import permit or is used for any purpose other than hose for which the exemption has been granted(for instance, if it is transferred to any third party).the duty and tax from which the automobile has exempted shall be collected. | ※税関記入欄     |
| ※輸出許可印・輸出年月日 | ※輸入許可印・輸入許可年月日 |
| ※納期期限延長承認番号・納期限日 |
| ※輸出審査 |  |  | ※輸入審査 |  |  |
| 代理人住所氏名Name and Addressof Proxy |  |
| 通関士氏名Name of AuthorizedSpecialist |  |
| （規格A4） |